委員会規則第4条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	目黒区	
4. 届出番号	9	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5	
	https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my- number/system/mynumber_dokuziriyou.html	

執行機関名 目黒区長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の(移動支援事業)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例別表 第8の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	目黒区移動支援事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律((平成17年法律第123号)。以下「法」という。)第77条第1項第8号に規定す る移動支援事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な事項を定め、もって 屋外での移動が困難な障害者等の自立した日常生活及び社会生活に資すること を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 目黒区移動支援事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	目黒区移動支援事業実施要綱第5条、第6条、第7条			
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の 自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実について の <u>審査に関する事務</u>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行なう移動支援事業の支給決定及び利用者負担額認定の <u>審査に関する事務</u>			
特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条 目黒区移動支援事業実施要綱第10条第4項			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 口	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条 目黒区移動支援事業実施要綱第6条			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報			
特定個人情報3	特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条 目黒区移動支援事業実施要綱第10条第4項			
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等			
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者 に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報			

特定個人情報4				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ト	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条 目黒区移動支援事業実施要綱第10条第4項		
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報		
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号	目黒区移動支援事業実施要綱第8条		
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四 条第二項の <u>支給決定の変更に関する事務</u>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活 支援事業として行なう移動支援事業の <u>支給決定の変更に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 イ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条 目黒区移動支援事業実施要綱第10条第4項		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 ロ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条 目黒区移動支援事業実施要綱第8条第1項		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報		

特定個人情報3			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 ハ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条 目黒区移動支援事業実施要綱第10条第4項	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	
③提供を求める特定個人情 報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護 実施関係情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	
特定個人情報4			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 二	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条 目黒区移動支援事業実施要綱第10条第4項	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	
	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	

備考